

## 令和5年度試行研修

# 子どもの権利擁護(第2回)

日程 8月3日(木)【1日間】

対象 1 児童相談所、子ども家庭支援センター等の職員  
2 子ども家庭福祉行政に携わる職員  
3 教育等に係る職員 【定員58名程度】

場所 特別区職員研修所(東京区政会館別館)(千代田区九段北1-1-4)

子どもの権利擁護は、児童福祉行政に携わるすべての職員にとって根本におくべき理念です。平成28年の児童福祉法改正により、初めてその第1条に「子どもの権利条約の精神に則り」という規定が盛り込まれました。さらに令和6年4月施行の改正児童福祉法第6条の3第17項には意見表明等支援事業が規定されています。

今回の研修では、子どもの権利擁護の基本理念と意見表明支援の取り組みについて学習し、グループワークで意見交換なども行います。

8月	時間	教科目・講師
3日 (木)	9:00 ~ 12:30	<b>○子どもの権利擁護</b> <b>○子どもの権利擁護に関する先進的事例</b>  講師の子どもの権利救済活動での弁護士としての実体験や児童相談所での事例などを通し、子どもの権利擁護の基本理念を学びます。 また、児童相談所における弁護士と協働した子どもの意見表明について考えます。  《講師》坪井 節子 氏 坪井法律事務所弁護士 社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事 東京弁護士会子どもの人権救済センター相談員、東京弁護士会「子どもの人権と少年法に関する委員会」委員など。  《講師》高辻 庸子 氏 弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所弁護士 東京都児相第三者委員 東京弁護士会子どもの人権救済センター相談員、東京弁護士会「子どもの人権と少年法に関する委員会」委員。
	13:30 ~ 17:00	<b>○事例検討、演習</b>  第三者による意見表明支援(アドボケイト)の仕組みや課題について学びます。 グループで事例演習を行いながら、子どもと向き合い、子どもの声を聞くための活動について理解を深めます。  《講師》川瀬 信一 氏 一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事 こども家庭庁参与
計		1日間(7時間) ※途中昼休憩等有り